

高校生等奨学給付金の申請案内についてのお知らせ

高校生等奨学給付金の対象者となる世帯を確実に把握するため、制度の対象となるかを問わず、申請案内については保護者の皆様に広く周知させていただくこととしています。

保護者の皆様におかれましては、別紙の案内文書に記載の高校生等奨学給付金の**申請資格及び対象世帯をご確認の上**、申請手続きをお願いいたします。

申請期限：令和8年7月17日（金）※厳守

原則、オンライン申請システムにより、申請手続きを行ってください。

👉 オンライン申請システム (<https://shuugakushien-online.pref.hyogo.lg.jp>)



申請にあたっては、高校生等奨学給付金のためにマイナンバーの入力が必要となります。「高校生等奨学給付金の申請に必要なマイナンバーの提出について」を確認いただき、必要に応じて税の申告手続きをお願いいたします。

高校生等奨学給付金の収入基準（以下のいずれかにあてはまる方）

- 7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
- 保護者等全員の道県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯
- 保護者等全員の道県民税及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満となる世帯（年収490万円相当の世帯）

※令和8年度より収入要件が拡充しています。学校側では収入状況を把握できませんので、対象者で給付を希望する場合は必ず申請してください。

◎保護者等が失職や離婚・死別等により収入が減少し、給付金対象世帯相当の収入となる場合は、『奨学給付金（家計急変支援）』の対象となります。**家計急変支援については、事務室に申し出てください。**

【問合せ先】 伊丹高等学校 事務室 TEL072-782-2065（自動音声応答⑥）